

## 【令和8年8月現在】

本学で「高等教育の修学支援新制度」により授業料減免を受ける学生は、本学独自制度も併せて申請することで、支援区分を問わず「**授業料は全額免除**」となります。

※多子世帯の場合は、「高等教育修学支援新制度」により全額免除となります。

